

## 東京基督教大学に対する再評価結果

### I 再評価結果

再評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。  
認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### II 総 評

2008（平成20）年度の大学基準協会による大学評価ならびに認証評価の結果、貴大学については、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定を保留することになり、必ず実現すべき改善事項として「理念・目的」「教育内容・方法」および「財務」に関する4点、一層の改善が期待される事項として8点の改善報告を求めた。

本協会の評価結果を受け、貴大学は、本協会からの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできた。

必ず実現すべき改善事項のうち、「理念・目的」については、大学と神学校との一体運営を解消するため、2010（平成22）年度において神学校の募集を停止し、これまで神学校で受け入れていた他大学卒業生を貴大学で受け入れるために3年次編入学制度を整備するとともに、神学校に代わる教会教職希望者の新たな受け入れ先として2012（平成24）年度から大学院神学研究科を設置するなど、新しい教育課程の整備に取り組むことで、指摘事項に対する問題点は解消された。

「教育内容・方法」の教育課程等における大学と神学校との合同授業や、科目等履修生の受け入れ手続きに関する問題は、2009（平成21）年より大学と神学校の合同科目を廃止するとともに、「東京基督教大学生の東京基督神学校における学修の単位認定及び東京基督神学校生の科目等履修生受け入れ等に関する規程」を整備し、神学校生を大学の科目等履修生として受け入れるための手続きを明確化したことで改善されたと判断できる。また、教育方法等に関して、神学校との合同授業科目で同一のシラバスを利用していたこと、また、教育目的や成績評価基準をそれぞれ別個に明示していなかったことについても、大学と神学校の合同科目を廃止したことにより、解消している。なお、既出の科目等履修生受け入れ等に関する規程において、大学と神学校における成績評価基準が異なる旨、規定している。

「財務」については、2010（平成22）年度から教育研究活動のキャッシュフローの均衡、資金収支の均衡、帰属収支の均衡を段階的に図るという中期計画を策定し取り組んだ結果、2010（平成22）年度には教育研究活動のキャッシュフローの均衡を達成

## 東京基督教大学

した。2010（平成22）年度に終了した国連大学私費留學生育英資金貸与事業による借入れ以外に借入金はなく、比較的手厚い金融資産を保有していることを考慮すると、一定の成果が出ている。今後も中期計画に定められた改善策を着実に実施し、安定した帰属収支の黒字を実現して、施設・設備や教育研究経費を充実させるための資金支出を実施していける財政上の基盤を構築していくことが望まれる。

以上の点から、まだ改善すべき点は残るものの、貴大学の改善に向けた努力により、問題点が改善状況にあると確認できたので、現時点で大学基準に適合していると判断できる。

なお、一層の改善が期待される事項として改善報告を求めた8点についても、具体的な事実をもって改善の結果が示され、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できた。しかしながら、以下の点については、改善への取り組みは一定程度認められるが、必ずしも十分な成果が上がっていない。

「教育内容・方法」の教育方法等におけるシラバスの記述に精粗が見られたことについては、未だ一部の科目で到達目標や成績評価基準に空欄が見られるため、引き続き改善努力が望まれる。

「学生の受け入れ」に関しては、国際キリスト教福祉学科の入学定員に対する入学者数比率の過去5年間の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が低いことについて、改善傾向にあるとはいえ、引き続き改善努力が望まれる。

今後も、より一層の発展のため、引き続き改善・改革に向けて努力していくことを期待したい。

以 上